

# ○国立大学法人埼玉大学梶田隆章賞規程

〔平成30年1月25日〕  
規則第22号

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第66条及び国立大学法人埼玉大学学生表彰規則第1条の規定に基づき、本学卒業生であり、ノーベル物理学賞を受賞された梶田隆章氏の栄誉を称え、同氏に続く次世代の若手研究者の育成を推進することを目的として設立した梶田隆章賞に関し、必要な事項を定める。

(表彰候補者)

**第2条** 表彰候補者は、本学を当該年度に卒業した者あるいは卒業予定の者で、学業において優秀な成績を収めるとともに、特に高い研究者への志を有し、大学院修士課程または博士(前期)課程に進学した者あるいは進学予定の者とする。

(推薦)

**第3条** 表彰候補者の推薦は、各学部1名までとし、学部長が梶田隆章賞推薦書(別紙様式)を学長に提出することにより行う。

(選考委員会)

**第4条** 学長は、前条に定めるところにより、推薦を受けたときは、表彰候補者が表彰を受けるに相応しいかどうかを選考するために、本学に梶田隆章賞選考委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

**第5条** 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1)学長
- (2)理事(研究・産学官連携担当)
- (3)理事(教学・学生担当)
- (4)理事(総務・財務・施設担当)
- (5)その他学長が必要と認める者 若干名

2 前項第5号の委員は、学長が委嘱する。

**第6条** 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

**第7条** 委員会は、第3条の規定により推薦された者について、書類選考を行ったのち、必要と認めるときは、面接による選考を行う。

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(表彰者の決定)

**第 8 条** 表彰者の決定は、委員会の議を経て、学長が行う。

2 表彰者は、原則として各年度 1 名とする。

(表彰の方法)

**第 9 条** 表彰は、表彰状及び副賞の授与をもって行う。

(表彰の時期)

**第 10 条** 表彰は、原則として卒業式に行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、その都度表彰を行うことができる。

(表彰の周知)

**第 11 条** 学長は、表彰を行ったときは、被表彰者の所属・氏名について掲示等により学内に周知するものとする。

(事務)

**第 12 条** 梶田隆章賞の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

**第 13 条** この規程に定めるもののほか、梶田隆章賞に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年 1 月25日から施行する。

## 梶田隆章賞推薦書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

学 部 名

職 名

学部長

推薦者氏名

国立大学法人埼玉大学梶田隆章賞規程第3条の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

### 記

推薦 する 学生	学籍番号・氏名		
	所属学部		
	進学先	大学大学院	研究科
	修士・博士（前期）課程	専攻・コース	
推薦理由及び学部における選考経緯：			

注：1 推薦理由欄には、被推薦者が受けた評価、収めた成績、研究者としての可能性等について具体的に記載し、そのことを証明する参考書類（成績証明書、大学院合格通知書〔写〕等）及び被推薦者のエッセイを添付してください。

2 選考委員会は、被推薦者に対して面接を行うことがあります。